

県警察の重点取組事項に関する協力依頼等について

令和2年11月9日
秋田県警察本部

協力依頼等事項	- サイバーセキュリティ意識の向上について - 通学路等における防犯カメラの設置促進 - 高齢者対策の推進
協力依頼等要旨	- 官公庁におけるサイバーセキュリティ対策の向上と、IT環境を活用する事業者に対するサイバーセキュリティ意識向上のための働き掛けをお願いする。 - 市町村による防犯カメラの継続的な設置を要望する。 - 市町村による高齢者対策の推進 - はいかい高齢者の早期発見、保護対策の更なる推進をお願いする。 - 地域公共交通の充実と活性化（高齢者に対して運転免許証の自主返納を促すための交通手段の確保）の推進をお願いする。
理 由 (背景等)	- サイバーセキュリティ意識の向上について - 現状 県庁又は市町村役場に対する爆破予告が相次いで発生しましたところ、これら事件の捜査に当たり様々な御協力をいただき感謝いたします。 また、最近では、新型コロナウイルスに関連する誹謗中傷など、サイバー空間を使用した事案が県内でも発生している状況にあります。この種事案については、特定のソフトウェアを悪用したり、公衆無線LANを不正利用するなどして、匿名性を高めて犯行に及んでいる例もあります。 - 協力依頼事項 それぞれの市町村に所在する旅館、ホテル等の宿泊・観光施設においても、今後、ワーケーション環境の整備が進められていくことが予想されますが、こうした施設の公衆無線LANを起点にサイバー犯罪が敢行されるおそれもあります。公衆無線LANを提供する施設において、利用者情報の確認認証の仕組みや、接続履歴の保存等をしていただくことにより、犯罪に利用しにくい環境となり安全性が高まります。警察からも働き掛けを行ってまいります。各市町村からも働き掛けを行っていただくようお願いいたします。

2 通学路等における防犯カメラの設置促進

(1) 現状

全国的に刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、子供が凶悪犯罪に巻き込まれる事件は後を絶たず、県内においても、子供に対する声掛け等の前兆事案が平成 30 年をピークに高水準で推移しており、極めて憂慮すべき状況にあります。

こうした情勢を踏まえ、県警察では犯罪抑止のため、平成 27 年度から街頭防犯カメラの設置を促進しており、これまで秋田市、能代市、大館市、大仙市、由利本荘市及び横手市の 6 市に計 79 台の防犯カメラを設置・運用中ではありますが、設置地区における刑法犯認知件数が減少するなど、犯罪の総量抑止に一定の効果が表れております。

一方、市町村等の自治体では、主に小中学校の敷地内への防犯カメラの設置を促進しているものの、通学路等における防犯カメラの設置は不十分であり、人目の行き届かない危険箇所等への設置が課題となっています。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着に伴い、時差通学等、子供を取り巻く生活環境の変化にも的確に対応していく必要が認められます。

(2) 協力依頼事項

平成 30 年 6 月に策定された政府の関係閣僚会議による「登下校防犯プラン」に基づき、自治体を始め、教育委員会、学校、警察等の関係機関が連携して通学路等における子供の安全対策を推進しておりますが、現在の犯罪情勢等を踏まえ、各自治体の協力の下、通学路等における防犯カメラの設置をお願いいたします。

3 高齢者対策の推進

(1) はいかい高齢者の早期発見、保護対策の更なる推進 ア現状

急速に高齢化が進む本県において、高齢者に係る警察業務が増加しており、特に認知症高齢者のはいかいによる保護事案が増えています。本年 8 月末までに保護した高齢者 524 人のうち 292 人(55.7%)が認知症又はその疑いのある者でした。

こうした現状を踏まえ、県警では関係機関との情報共有を図るため、認知症高齢者を取り扱った際は、家族等の承諾を得て市町村等に情報提供し、その後の支援につながるよう「認知症等高齢者支援情報提供要綱」を制定し、平成 29 年から運用しています。

また、県内の自治体では、半数以上の市町村で認知症等により行方不明になるおそれのある高齢者を事前に登録し、関係機関と情報共有する事業を展開しているほか、大部分の市町村において、はいかい高齢者の早期発見及び保護活動を強化するため、地元の警察署や関係機関と「高齢者安全安心ネットワーク」等を構築しています。

イ協力依頼事項

高齢者の取扱いは、今後もますます増えていくものと思われることから、各自治体に対し、地域の実情に応じた効果的な高齢者保護対策の推進をお願いいたします。

(2) 地域公共交通の充実と活性化（高齢者に対して運転免許証の自主返納を促ための交通手段の確保）

ア現状

令和2年9月末の交通事故死者数28人中、高齢死者数は19人と全体の67.9%を占めているほか、高齢者が第1当事者となる死亡事故は12件（12人）発生しています。

全国一高齢化率の高い当県においては、高齢運転者による交通事故防止対策は喫緊の課題であり、高齢運転者による悲惨な交通事故を根絶するため、警察と関係機関・団体等が緊密な連携を図りながら、様々な施策に取り組むことが重要であります。

高齢運転者対策の一つである「運転免許証の自主返納」については、これまで、運転者の自主性を尊重するものとして、運転免許証を返納しやすい環境の整備を推進してきたところではありますが、加齢等で自ら運転に不安を抱いている者や客観的に運転の危険性が高まっていると認められる者等に対しては、移動手段の確保を始め、その生活を支えるための各種施策の充実に配慮しつつ、自主返納を促すことも重要となります。

そのため、警察署においては、管内自治体の地域公共交通活性化協議会等へ参画し、平素から情報提供や積極的かつ効果的な意見交換に努めるなど、連携を密にしているところであります。

イ協力依頼事項

地域公共交通の更なる充実と活性化を図ることによって、高齢運転者が当事者となる交通死亡事故の減少を期待できることから、運転免許証を自主返納した高齢者の交通手段の確保と利便性について協力をお願いいたします。